

# 所得制限限度額等と比較する所得の計算方法

## 所得額

### 次の所得の合計

- ・ 総所得金額（※1）
- ・ 退職所得金額
- ・ 山林所得金額
- ・ 土地等に係る事業所得等の金額
- ・ 長期譲渡所得の金額  
（分離課税、特別控除後）
- ・ 短期譲渡所得の金額  
（分離課税、特別控除後）
- ・ 先物取引に係る雑所得等の金額
- ・ 条約適用（利子等・配当等）の額
- ・ 特例適用（利子等・配当等）の額

※株式譲渡所得、上場株式等の配当  
については含まない

## 控除額

### 次の控除額の合計

- ・ 雑損控除
- ・ 医療費控除
- ・ 小規模企業共済等掛金控除
- ・ 障がい者控除 27万円  
（特別）40万円
- ・ ひとり親控除 35万円
- ・ 寡婦控除 27万円
- ・ 勤労学生控除 27万円

8万円

施行令に定める控除額

A



所得制限限度額 や  
所得上限限度額 と比較

### ※1 総所得金額

給与所得・雑所得（公的年金等に係るものに限る）を有する場合、

その合計額から10万円を控除した金額を用います。

給与所得とは、給与支払金額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」の欄の金額です。